

3.動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- 臭気により飼養環境又はその周辺的生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

趣旨

犬猫の健康・安全の確保のためには、その品種・習性等に応じた適切な温度・湿度の維持等の環境管理が必要である。犬猫は、品種ごとに生理的特性等が異なる部分もあり、また、同じ品種であっても、年齢や疾患等の健康状態が異なる場合もあることから、品種だけでなく個体の状態に応じて、適切な温度・湿度の確保を行うことが必要となる。このように個体の状態に応じた適切な管理を促すため、低温又は高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないよう、飼養環境の管理を行うことが義務付けられる。また、臭気等によって犬猫の飼養環境や、周辺的生活環境を損なわないよう清潔にすることが義務付けられる。さらに自然光や照明がない場所での飼養を禁止するとともに、夜間に休息を確保するため、自然採光又は照明により日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理することが義務付けられる。

これらの環境の管理に関する事項は、外的環境要因による影響が大きく、遵守基準として一律に上限値や下限値を定めた場合、数値はぎりぎり満たすが動物の飼養又は保管の状態としては適切でない状態を招き、それに対する指導を妨げるおそれ等もあること、季節や地域による差が大きいこと、寒冷地に適した品種等様々な品種があること等を考慮し、一律に数値を定めるのではなく、温度・湿度計の設置を義務付け日常的な管理を促すとともに、禁止される動物の状態そのものを規定し、個体ごとの適正な管理を義務付け、低体温症や熱中症等を防ぐものとしている。

チェックポイント

- 施設に温度計と湿度計が備え付けられている。
- 寒さ、暑さにより健康に支障が生じるおそれ(震えや開口呼吸など)がない。
- 清潔が保たれ、飼養環境や生活環境を損なうような臭いがない。
- 自然光や照明により、適切な光の管理をしている。
(例えば、照明を用いた猫の人為的な発情促進がないか。)

解説

温度・湿度の管理の基準

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。

〈低温・高温により健康に支障が生じる状態〉

品種ごとに習性や生理が異なるだけでなく、個体によって温度や湿度等の環境への適応力も異なることから、基準は、動物の健康に支障が出るおそれがある状態(低温時や高温時に動物に発現する状態)を禁止するものとなっている。図表13のような暑さ、寒さに対する犬猫の状態が生じるおそれがないようにする義務があり、このような状態が見られれば、基準違反となる。個体の状態をよく観察し、温度・湿度を調整する必要がある。また、登録申請、届出時において、空調設備の配置を確認することとなっており、屋外施設(運動場等)を除き、エアコン・換気扇等の空調設備の設置が必要である。温度・湿度の管理に加えて、空調設備等を用いた適切な換気を行うことは感染症予防等の衛生環境の維持や、アンモニア等の臭気の防止の点からも重要であり、換気扇があっても施設に見合った換気能力がない場合やほこりがたまって機能していない場合は、適切な空調設備の設置が必要である。

図表13 暑さ、寒さに対する犬猫の状態

暑さに対する犬の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> ● 運動をしていないのにパンティング(ハアハアと口を開けて呼吸して熱を蒸散させる行為)をしていたり、呼吸が浅く早くなったりする ● よだれ、粘膜(歯肉や舌、結膜など)の充血やうっ血、頻脈 	<p>犬は暑い時、ハアハアと口を開けて呼吸して熱を蒸散させる(パンティング)、体を冷たいものに直接触れさせて熱を逃がす、水をたくさん飲む等の行動をとって体温調節を行う。熱中症の初期症状として、パンティング、よだれ、粘膜(歯肉や舌、結膜など)の充血やうっ血、頻脈などがある。重篤化すると虚脱(ぐったりとして意識がない)、嘔吐、下痢、ふるえ、意識消失、けいれん発作、ARDS(急性呼吸促進症候群)などを生じる場合もある。</p>
暑さに対する猫の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> ● 開口呼吸(猫は通常口を開けて呼吸しないため、そのような状態が見られたら危険) ● 呼吸が浅く早くなる、パンティング、よだれ、けいれん 	<p>猫は暑い時、日陰や涼しい場所に移動する、体を冷たいものに直接触れさせて熱を逃がす、地肌をなめて体の表面を濡らして体温を蒸散させる、パンティングする等の行動をとって体温調節を行う。暑い部屋や車内に閉じ込められる等自由に涼しい場所に移動できない状況では熱中症のリスクがある。熱中症の症状として、呼吸が浅く早くなる、パンティング、よだれ、けいれん、意識混濁、意識喪失といった経過をたどって重症化する。</p>
寒さに対する犬の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> ● 体を小さく縮めたり、小刻みに震えたりする 	<p>犬は寒い時、体を小さく縮めたり、小刻みにブルブル震えたりして、体温の低下を抑える行動をとる。また、水の摂取量が減ることもある。</p>
寒さに対する猫の状態	説明
<ul style="list-style-type: none"> ● 体を丸めたり、震わせたりする ● 怒ったり驚いたりしているわけでもないのに毛を立てて体をふくらませる 	<p>猫は寒い時、丸くなったり、体を震わせたりする。また、怒ったり驚いたりしているわけでもないのに毛を立てて身体をふくらませるなどして体温の低下を抑える行動をとる。</p>

〈温度計・湿度計の備え付けと温度・湿度管理〉

犬猫の品種や習性や個体ごとの身体的な特徴、年齢、疾病等の健康状態により必要な温度・湿度管理は異なるが、飼養施設に温度計と湿度計を備え付け、個体の状態に合わせた適正な管理を行う義務がある。一般的に、犬猫の飼養を行う場合は、エアコン等の室温を通年で20～23℃前後に設定することが基本となるが、暑さに弱い個体(ダブルコート、短頭種の犬、肥満等)の場合、特に熱中症に注意し、夏場はより涼しく保つ必要がある。逆に、寒さに弱い個体(シングルコート、幼齢、高齢等)の場合は、低体温を防ぐため、室温を高め設定する等の個体の状態に合わせた管理が必要である。また、湿度は50%前後が推奨されるが、温度・湿度ともに高い環境では熱中症になりやすいため、夏場に室温が高い場合は湿度を下げるように管理する等、季節変化や施設の状況も踏まえた管理を行い、基準違反となる動物の健康に支障が生じるおそれを生じさせないことが必要となる。

【参考】適切な温度管理のための情報

【寒冷・温暖地域に適した犬種の例】

アラスカン・マラミュート、サモエド、シベリアン・ハスキー、セント・バーナード、チャウ・チャウ、秋田犬など寒い地域が原産の犬種は大型犬に多く寒さに強い傾向がある。このような犬種は下毛の生える「ダブルコート」という二重構造の被毛を持っており冬の保温性があるが、夏の暑さには弱いため注意が必要である。他方、比較的暖かい地域で作出・改良されてきたプードルなどは、「シングルコート」で、こういった犬種は寒さに弱い傾向がある。

【体温調整が難しい犬の例】

犬の身体的な特徴や成長過程等によって体温調整が困難な場合がある。体温調整が困難な犬種として、鼻が低い短頭犬のブルドッグ、シー・ズー、バグ、ボストン・テリアなどが挙げられる。これらの犬は口腔の面積が狭く、呼吸がしづらいため唾液を気化して熱を逃すのが苦手である。また、成長途中の子犬、身体機能が低下している高齢犬、病気などで免疫力や体力が低下している犬は体温調整が困難な場合がある。このほか、肥満気味の犬は脂肪によって体内に熱がこもりやすく、首のまわりの脂肪によって呼吸機能が低下し、呼吸による体温調整が難しくなる。

【寒冷・温暖地域に適した猫種の例】

一般的に猫は寒さに弱い動物と言われるが、サイベリアンやノルウェー・ジャンフォレストキャットなど寒い地域が原産の猫は、比較的寒さに強いと言われており、いずれも毛が「ダブルコート」で密に生えており、体が大きく、寒さに耐えられる体に適応進化してきた猫種である。このため、暑さに注意が必要である。他方、シンガプーラ、シャム、ベンガルなどは特に寒さが苦手とされる。また、スフィンクスのようにほとんど被毛のない猫は、暑さにも寒さにも極めて耐性が低い。

【体温調整が難しい猫の例】

猫の身体的な特徴や成長過程等によって体温調整が困難な場合がある。ペルシャ、エキゾチック・ショートヘア、ヒマラヤンなど鼻が短く前頭骨から後頭骨までの距離が短いという特徴を持つ短頭種は、特に熱中症に陥りやすい。成長途中の子猫、身体機能が低下している高齢猫、病気などで免疫力や体力が低下している猫は体温調節が困難な場合がある。また、肥満である場合も体温調整が難しい場合がある。

臭気の基準

- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。

〈臭気によって環境を損なうことの禁止〉

悪臭の原因は、そのほとんどが動物の排せつ物の不適切な処理、施設の清掃不良、不適切な汚水の処理等にある。このため、臭気は、排せつ物の適切な処理、施設の十分な清掃等の施設の管理状態の指標となり、環境を損なわないよう清潔を保つことが義務付けられる。例えば、アンモニア等の数値が悪臭防止法等に基づく基準値を超えているような場合等で、清潔が保たれていない状態であれば、飼養管理基準を満たしていないとみなされ指導の対象となるほか、数値自体がそれほど高くなかったとしても、飼養施設における衛生管理の状態を総合的に判断し、清潔が保たれていない状態や、生活環境が損なわれるような状態であれば、指導の対象となる。

〈悪臭防止法について〉

動物の糞尿から発生する臭気の原因である、アンモニア(し尿のような臭い)とメチルメルカプタン(腐った玉ネギのような臭い)は、悪臭防止法における「特定悪臭物質」に指定されている。悪臭防止法は都道府県や市が指定する規制地域内の工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っているもので、敷地境界線上の規制基準として、地域の自然的・社会的条件に基づいて、悪臭物質の濃度等が定められる。例えば、アンモニアであれば、図表14で示すように1ppm、2ppm、5ppmが臭気強度に対応する濃度となっており、規制基準を超える場合は、悪臭防止法に基づく勧告・命令等の対象となる場合がある。

飼養施設においては、これらの数値を参考に、臭気により環境を損なわないように清潔を保つ必要がある。

図表14 臭気強度とアンモニア及びメチルメルカプタンの濃度

	臭気強度に対応する濃度(単位ppm)		
(臭気強度)	2.5	3	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01

(出所)環境省「臭気対策行政ガイドブック」(平成14年4月)を参考に作成。

※悪臭防止法における「臭気強度」とは、悪臭防止法における規制基準を定めるための基本的な考え方(臭気強度表示法)により、においの程度を6段階に数値化したもの。

【参考】臭気の測定方法

嗅覚は同じ環境にいると鈍くなり、悪臭があるのに感じなくなるような場合もあるため、臭気の測定等も活用して、清潔な状態が保たれているか定期的にチェックすることが望ましい。また、立入検査等における第三者からの評価も有効である。

臭気(アンモニア)については以下のような測定方法がある。簡易的な方法ではあるが、測定した値は、臭気発生防止のための自主管理や検査を行う際の目安として活用できる。

1) 検知管

検知管は、空気中に含まれる様々な気体の濃度を測定する機器(ガラス管)である。検知管には、測定対象の気体(この場合はアンモニア)に対する変色反応を示す薬剤(検知剤)が充填されており、管の表面には濃度を示す目盛が印字されている。

気体採取機に検知管を接続して気体を吸引すると、気体中にアンモニアが含まれている場合に、検知剤が変色する。変色範囲の長さがアンモニア濃度に対応しており、検知管に印字された目盛からアンモニア濃度を読み取ることができる。

検知管は比較的安価で入手できるが、1つの検知管を複数回使用することはできない(使い捨てで使用する)。

2) ガス検知器

ガス検知器は、空気中に含まれる危険なガスや有毒ガスを検知し、濃度を測定する機器である。機器の内部には、ガスを検知するセンサーが組み込まれており、機器によって検知できるガスの種類が異なる。

対象のガス(この場合はアンモニア)を検知すると、機器に付属する画面に、アンモニア濃度がデジタル形式で表示されるものが主流である。特にポータブル式のガス検知器は、場所を問わず、どこでもアンモニア濃度を測定することができる。

ガス検知器は検知管と比較すると高価だが、繰り返し使用することが可能である。

- 自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じて光環境を管理すること。

〈日長変化に応じた光環境の管理〉

自然光や照明がない場所での飼養を禁止するとともに、自然採光又は照明により、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じた光環境を管理することが義務付けられるが、照明の時間を日の出と日の入り時刻に完全に一致させる必要があるという趣旨ではない。例えば、日没後に営業をする場合は、その分、早朝から明るくならないように管理をするなど、昼夜の長さに着目した管理を義務付け、夜間の休息を確保し、照明による猫の人為的な発情促進を防ぐものである。

猫については、日が長くなると発情するため、明るい時間を長くすることで発情を促すことが可能だが、そのような目的で照明の点灯時間を操作し、人為的に出産回数を増加させることは認められない。猫は生理的には年3回程度繁殖が可能だが、日が短くなると発情しなくなること、妊娠期間(63日程度)と授乳期間に加えて販売される子猫の日齢(56日齢)に係る規制が適用される期間等があることを考慮すると、繁殖と子育てに成功した場合は、年3回のサイクルで繁殖することは難しい。このため、年2回を超える繁殖が普通に見られる場合は、適正な光環境の管理が行われていないものとして、勧告や命令の対象になる場合がある。(猫の繁殖生理については、P43「【参考】犬と猫の繁殖生理」において解説)

【参考】日長変化(昼夜の長さの季節変化)の基礎情報

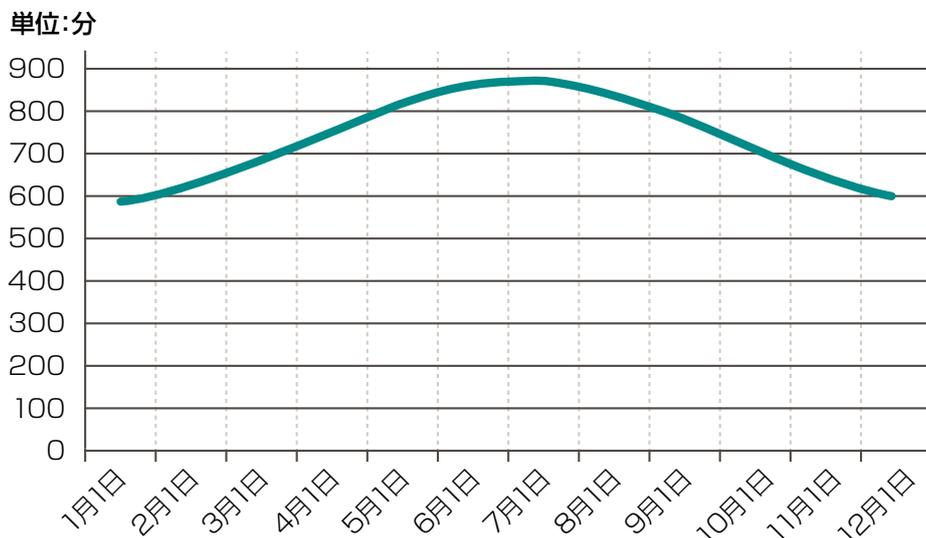
参考情報として図表15に東京の各月1日における日長時間(昼の長さ)を示す。これは日の出から日の入り時刻までの日長時間(昼の長さ)の推移を算出したものであり、日長変化(昼夜の長さの季節変化)に応じた光環境の管理の目安となる。

図表15 東京の各月1日における日長時間(昼の長さ)

日にち	日長時間(昼の長さ)
1月1日	9時間48分
2月1日	10時間27分
3月1日	11時間25分
4月1日	12時間35分
5月1日	13時間38分
6月1日	14時間25分
7月1日	14時間33分
8月1日	13時間58分
9月1日	12時間57分
10月1日	11時間50分
11月1日	10時間44分
12月1日	9時間57分

出所:日の出日の入りマップのデータより作成(<https://hinode.pics/>)

図表16 東京の各月1日における日長時間(昼の長さ)



出所:日の出日の入りマップのデータより作成(<https://hinode.pics/>) (図表15を図示化)